

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

条 例

○北海道自転車条例……………（地域主権課） 1

条 例

北海道自転車条例をここに公布する。

平成30年 3 月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第42号

北海道自転車条例

目次

第 1 章 総則（第 1 条－第 9 条）

第 2 章 基本的施策（第10条－第15条）

第 3 章 自転車損害賠償保険等の加入促進等（第16条－第18条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、自転車の活用及び安全な利用（以下「自転車の活用等」という。）の推進に関し、基本理念を定め、並びに道及び自転車利用者の責務等を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項その他必要な事項を定めることにより、自転車の活用等の推進に関する施策を総合的に推進し、もって環境への負荷の低減、道民の健康の増進、観光の振興等に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）自転車 道路交法（昭和35年法律第105号）第 2 条第 1 項第11号の 2 に規定する自転車をいう。

（2）自転車利用者 自転車を利用する者をいう。

（3）自転車関係法令 道路交法その他自転車の活用等に関する法令をいう。

（4）自転車損害賠償保険等 自転車の利用に係る事故により生じた損害を賠償する保険又は共済をいう。

（基本理念）

第 3 条 自転車の活用等の推進は、自転車による交通が環境への負荷の低減及び災害時における交通機能の維持に資するものであるという基本的認識の下に行われなければならない。

2 自転車の活用等の推進は、自転車の利用を推進することが道民の健康の増進に資するものであるという基本的認識の下に行われなければならない。

3 自転車の活用等の推進は、自転車利用者及び歩行者の安全の確保並びにサイクルツーリズム（自転車を利用した観光をいう。第14条において同じ。）の振興に資するよう、行われなければならない。

（道の責務）

第 4 条 道は、前条に定める基本理念にのっとり、自転車の活用等の推進に関し、地域の実情に応じた総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 道は、市町村が自転車の活用等の推進に関する施策を策定し、及び実施しようとする場合には、市町村が果たす役割の重要性に鑑み、助言その他の必要な支援を行うものとする。

3 道は、自転車の活用等の推進に関する施策を推進するに当たっては、国、市町村その他の関係する機関及び団体と緊密な連携を図るものとする。

（自転車利用者の責務）

第 5 条 自転車利用者は、自転車関係法令を遵守し、歩行者及び自動車等（道路交法第 2 条第 1 項第 9 号に規定する自動車及び同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。次条において同じ。）の通行に十分に配慮して自転車を利用するとともに、使用する自転車について、必要な点検及び整備を行うよう努めなければならない。

2 自転車利用者は、自らの安全を確保するため、乗車用ヘルメットを着用し、及び夜間においては自転車の側面に反射器材を装着するよう努めなければなら

ない。

3 自転車利用者は、自転車の利用に当たっては、自然環境の保全に配慮するよう努めるものとする。

4 自転車利用者は、冬期においては、その道路状況を考慮して、自転車に適正な器材を装着し、又は自転車の利用を取りやめるよう努めるものとする。
(自動車等運転者の責務)

第6条 自動車等の運転者は、自転車が車両であることを認識し、自転車及び自動車等が共に道路を安全に通行することができるように配慮しなければならない。

2 自動車等の運転者は、自転車の側方を通過するときは、これとの間に安全な間隔を保ち、又は徐行するよう努めなければならない。
(道民の役割)

第7条 道民は、自転車の活用等の推進に関する理解を深めなければならない。

2 道民は、自転車関係法令を遵守するとともに、自転車の利用に関する知識及び技能の習得、環境への負荷の低減に資する自転車の利用並びに家庭、地域等における自転車利用者及び歩行者等の交通の安全に係る教育及び啓発に関する取組を行うよう努めるものとする。

3 道民は、国、道及び市町村が実施する自転車の活用等の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。
(事業者の役割)

第8条 事業者は、自転車の活用等の推進に関する理解を深めるとともに、その事業活動において自転車の活用等の推進を図るよう努めるものとする。

2 事業者は、その事業活動において従業員その他の者に自転車を利用させるときは、自転車関係法令を遵守させるとともに、乗車用ヘルメットの着用を推奨するものとする。

3 事業者は、国、道及び市町村が実施する自転車の活用等の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。
(自転車関係団体の役割)

第9条 自転車の活用等の推進に関する活動を行う団体（次項において「自転車関係団体」という。）は、自転車の活用等に関する機運を醸成するための活動その他自転車の活用等の推進に資する活動を自主的かつ積極的に推進するよう

努めるものとする。

2 自転車関係団体は、国、道及び市町村が実施する自転車の活用等の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(体制の整備)

第10条 道は、国、市町村等と連携し、自転車の活用等を総合的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

(自転車交通安全教育の推進)

第11条 道は、道民に対し、自転車の利用のための交通安全教育（第18条において「自転車交通安全教育」という。）を行うものとする。

(普及啓発等)

第12条 道は、自転車の活用等の推進に関する意識の高揚を図るため、広く道民及び国内外から訪れる観光旅客等に対して、自転車の活用等に関する普及啓発に努めるものとする。

2 道は、自転車利用者の自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、自転車損害賠償保険等に関する普及啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

(自転車専用道路等の整備)

第13条 道は、自転車の活用等の推進を図るため、国及び市町村と連携し、その管理する道路の保全を適切に行うとともに、道路法（昭和27年法律第180号）第48条の14第2項に規定する自転車専用道路、自転車活用推進法（平成28年法律第113号）第8条第1号の自転車専用車両通行帯等の整備に努めるものとする。

(サイクルツーリズムの推進)

第14条 道は、本道の特性を生かし、その魅力を高めるため、国及び市町村、観光に関する事業を行う者、公共交通に関する事業を行う者その他関係者と連携して、観光旅客が自転車を利用しやすい環境の整備その他サイクルツーリズムを推進するために必要な措置を講ずるものとする。

(財政上の措置)

第15条 道は、自転車の活用等の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 自転車損害賠償保険等の加入促進等

(自転車損害賠償保険等の加入促進)

第16条 自転車利用者は、自転車損害賠償保険等への加入に努めるものとする。

ただし、当該自転車利用者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償保険等の加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

2 自転車の小売を業とする者（次条第1項及び第2項において「自転車小売業者」という。）は、自転車を購入しようとする者（同条第1項及び第2項において「自転車購入者」という。）に対し、自転車損害賠償保険等への加入の必要性に関する啓発及び自転車損害賠償保険等に関する情報の提供に努めるものとする。

3 自転車の貸付けを業とする者（次条第3項において「自転車貸付業者」という。）その他の自転車を事業の用に供する事業者は、その事業活動に係る自転車損害賠償保険等に加入しなければならない。

(自転車小売業者等による情報提供等)

第17条 自転車小売業者は、自転車購入者に対し、防犯登録（自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号）第12条第3項に規定する防犯登録をいう。）の必要性及び施錠等による防犯の効果を説明するよう努めるものとする。

2 自転車小売業者は、自転車購入者に対し、自転車の点検及び整備の必要性、乗車用ヘルメットの着用の推奨その他の自転車の活用等の推進に関する必要な情報の提供及び助言を行うよう努めるものとする。

3 自転車貸付業者は、自転車を借り受けようとする者に対し、自転車の活用等の推進に関する必要な情報の提供及び助言を行うよう努めるものとする。

(学校等における自転車交通安全教育の推進)

第18条 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。））、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校をいう。）の長は、その児童、生徒又は学生が自転車を安全に利用することができるよう、その発達段階に応じた自転車交通安全教育を行うよう努めるものとする。

2 幼児、児童又は生徒を保護する責任のある者は、その保護する幼児、児童又は生徒に対し、自転車交通安全教育を行うよう努めるものとする。

附 則

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第16条第3項の規定は、同年10月1日から施行する。

2 道は、この条例の施行の日から起算して3年を目途として自転車の活用等の状況等を踏まえて必要な措置を講じ、その後は、5年を経過するごとに、社会情勢の変化等を踏まえ、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。